



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年8月4日（火） 第9822号

目次

ページ

告示

- 貸付金の元利償還金の収納事務の委託（児童福祉・青少年課） 2
- 道路の供用開始（道路管理課） 2

公告

- 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証申請（県民活動支援・広聴課） 2
- 土地改良区の定款変更認可（農村整備課） 3
- 同 3
- 第49回（令和2年度）採石業務管理者試験の実施（砂防課） 3

入札公告

- 一般競争入札の実施（会計管理課） 4
- 同（義務教育課） 6

■ 告 示

◎群馬県告示第207号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり貸付金の元利償還金の収納事務を委託した。

令和2年8月4日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 委託を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の職及び氏名 埼玉県朝霞市東弁財一丁目2番16号 ジェーピーエヌ債権回収株式会社 代表取締役社長 宮武信夫
- 2 委託した事務の内容 群馬県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和57年群馬県規則第21号）に規定する貸付金のうち未収金の収納事務
- 3 委託期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

◎群馬県告示第208号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県桐生土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年8月4日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	川内堤線	桐生市川内町五丁目627番の3地先から同市同582番の1地先まで	令和2年8月10日

■ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活こども部県民活動支援・広聴課において縦覧に供する。

令和2年8月4日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 申請のあった年月日 令和2年7月21日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人いこい
- 3 代表者の氏名 西山勝美
- 4 主たる事務所の所在地 渋川市渋川1746番地2

- 5 定款に記載された目的 この法人は、青少年、家庭、障害者、高齢者に対する援助や介護事業を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により板鼻堰土地改良区の定款の変更を令和2年7月20日認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年8月4日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により上細井中西部土地改良区の定款の変更を令和2年7月22日認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年8月4日

群馬県知事 山本 一 太

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定により、第49回（令和2年度）採石業務管理者試験を次のとおり行う。

令和2年8月4日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 受験資格 制限しない。
- 2 試験内容 筆記による試験とし、試験科目は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
 - (2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的事項）
- 3 出題形式 選択式筆記試験とする。なお、出題数は、法令問題10問（全問必須問題）及び技術問題15問（5問の必須問題及び10問から5問を選択して解答する選択問題）とする。
- 4 試験の日時 令和2年10月9日（金）午前10時から正午まで
- 5 試験の場所 群馬県庁（前橋市大手町一丁目1番1号）29階 292会議室
- 6 受験願書の請求
 - (1) 受験願書は、群馬県県土整備部砂防課砂防管理係又は県内各土木事務所に請求すること。
 - (2) 郵便で請求する場合は、封筒の表に「採石業務管理者試験受験願書請求」と朱書きし、120円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、群馬県県土整備部砂防課砂防管理係（〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号）又は県内各土木事務所宛て請求すること。
- 7 受験手続
 - (1) 申込書類 受験願書（所定の用紙に自署で必要事項を記入した上で、受験票の裏面の葉書に63円分の切手

を貼ること。）及び写真（受験願書提出前6月以内に正面から上半身を撮影した縦4センチメートル横3センチメートルのもの）

- (2) 受験手数料 8,100円分の群馬県収入証紙又は払込書により納付すること（払込書による納付の場合は、令和2年9月14日（月）までに群馬県県土整備部砂防課砂防管理係又は県内各土木事務所に連絡すること。）。

8 受験願書の提出

- (1) 受験願書は、群馬県県土整備部砂防課砂防管理係又は県内各土木事務所に提出すること。

- (2) 受付期間 令和2年9月7日（月）から同月25日（金）まで

- (3) 郵送する場合は、封筒の表に「採石業務管理者試験受験願書在中」と朱書きし、令和2年9月25日（金）までに必着のこと。また、直接提出する場合は、土日、祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までの間に提出すること。

- 9 合格者の発表日等 合格者の発表は、令和2年11月2日（月）午前9時に合格者の受験番号を群馬県ホームページで公表することとし、合格者には、合格証を郵送により交付する。

- 10 その他 この試験についての問合せは、群馬県県土整備部砂防課砂防管理係（電話027-226-3632）に行うこと。

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和2年8月4日

群馬県知事 山本 一太

1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量 高齢者施設用マスク 3,036,200枚

- (2) 調達物品の特質等 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

- (3) 納入期限 令和2年12月28日（月）

- (4) 納入場所 仕様書のとおり

- (5) 入札方法 上記(1)の物品を入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和2・3年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であり、資格者名簿において等級格付区分がAの者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和2年8月24日（月）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同年9月7日（月）までに資格者名簿に登載され、かつ、等級格付区分がAであることが確認できた者であること。

- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は再生手続開始(以下「手続開始」という。)の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 県が指定する場所で行う検査の立ち会いに応じられる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県会計局会計管理課契約調達係 担当 三谷智紀 電話027-226-3819(ダイヤルイン)
- (2) 入札説明書の交付方法 原則として、ぐんま電子入札共同システム(<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>)による。
なお、ぐんま電子入札共同システムによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。
- (3) 入札説明書の交付期間 令和2年8月4日(火)から同年9月7日(月)までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号)第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。
- (4) 入札及び開札の日時 令和2年9月15日(火)午前11時00分
- (5) 入札及び開札の場所 群馬県庁13階131会議室(郵送による場合は、書留郵便とし、令和2年9月14日(月)午後5時までに上記(1)の場所に群馬県会計局会計管理課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「高齢者施設用マスクの調達に係る一般競争入札書在中」と朱書きすること。)

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書及び消費税及び地方消費税等に関する課税(免税)事業者届出書を令和2年9月7日(月)までに上記3(1)の場所に提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (5) 契約書の作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。
- (7) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Ichita Yamamoto, Governor of Gunma

Prefecture

- (2) Bidding details: Supply of disposable masks will be bid on at 11:00 a.m. on September 15, 2020
- (3) Delivery period: December 28, 2020
- (4) Contact point for the notice: Tomoki Mitani, Contract and Procurement Section, Accounting Division, Bureau of the Treasury, Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, Tel 027-226-3819(Japanese language only)

次のとおり、一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和2年8月4日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

1 調達内容

- (1) 調達件名 小中学校における1人1台端末の導入業務
- (2) 調達件名の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 落札決定後、当該共同調達参加市町村と協議の上、決定することとする。
- (4) 履行場所 群馬県教育委員会義務教育課が指定した場所又は受託者の申請により同課が認めた場所
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し単独企業による地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に規定する総合評価方式一般競争入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）と、企画提案に関するプレゼンテーション・ヒアリングによる審査により総合的に判断し決定する。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するとともに、企画提案書を提出すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和2・3年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更正手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、参加資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日までにおいて、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。)でないこと。

3 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、「価格」、「仕様に関する基礎点」、「導入スケジュール」及び「追加提案内容」をもって入札に参加し、次のアの要件に該当する者のうち、(2)総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(2) 総合評価の方法

ア 評価値は、入札書が無効でない者について、次の算式により算定する。

評価値＝価格評価点＋仕様に関する基礎点＋導入スケジュール点＋追加提案点

イ 価格評価点、仕様に関する基礎点、導入スケジュール点及び追加提案点の配点は、次のとおりとする。

(ア) 価格評価点 20点

(イ) 仕様に関する基礎点 40点

(ウ) 導入スケジュール点 20点

(エ) 追加提案点 20点

ウ 価格評価点は、次の算式により算定する。

価格評価点＝(1－入札価格／予定価格) (小数点以下第4位四捨五入)

なお、入札価格は各入札者の入札金額とする。

エ 仕様に関する基礎点は、次の評価項目について評価を行う。

(ア) 調達に係る基本的な条件を満たしているか。

(イ) 端末の基本仕様を満たしているか。

オ 追加提案点は、次の評価項目について評価を行う。

(ア) 導入時におけるサポートが提案されているか。

(イ) 本店又は支店、営業所等のサポート拠点が群馬県内に設置されているか。

(ウ) 端末導入後、学校の運用負荷軽減等の提案がされているか。

(3) (2)エ及びオの評価項目の詳細は、入札説明書による。

4 入札書の提出場所等

(1) 申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県庁23階 群馬県教育委員会事務局義務教育課人権・キャリア教育推進係 電話番号 027-226-4612 (ダイヤルイン) ファクシミリ 027-243-7759 電子メール kigimukyo@pref.gunma.lg.jp

(2) 入札説明書の交付方法 令和2年8月4日(火)から同月18日(火)までの日(群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。)第1条第1項に規定する休日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間、上記(1)の場所において交付する。

(3) 入札参加資格確認資料等の提出方法

ア 提出期限 令和2年8月24日(月)午後5時必着のこと。ただし、持参する場合の受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。

イ 提出場所 上記(1)に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(4) 入札書、企画提案書等の提出

ア 提出期限 令和2年9月14日（月）午後5時必着のこと。ただし、持参する場合の受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。

イ 提出場所 上記(1)に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(5) 入札及び企画提案に関するプレゼンテーション・ヒアリングによる審査の日時及び場所

ア 入札執行の日時 令和2年9月24日（木） 午前10時から

イ 入札執行の場所 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県庁昭和庁舎 34会議室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(4) 契約書の作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Contract content: Computer provision in elementary and junior high schools in Gunma Prefecture

(2) Period of contract: Make a decision in consultation with the municipality

(3) Place of contract: Compulsory Education Division, Prefectural Board of Education, Gunma Prefectural Government or locations requested by the winning bidder, providing that these locations are agreed to by the Compulsory Education Division, Prefectural Board of Education, Gunma Prefectural Government

(4) Explanation Handbooks: Bidding explanation handbooks may be obtained from August 4 through August 18, between 9:00 a.m. and 5:00 p.m., at the location noted below (6)

(5) Closing date and time for submission of tenders: September 14, 2020, 5:00 p.m.

(6) For bidding explanation handbooks and further information, please contact: Compulsory Education Division, Prefectural Board of Education, Gunma Prefectural Government 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, TEL 027-226-4612 (Japanese language Only)

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
